

茨城県化学肥料削減緊急支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料価格の上昇に伴う経費負担の増加に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、別記1の第1に取り組み、次の各号に掲げる要件を満たす法人又は個人事業者とする。

- (1)別表第1に定める条件のいずれかに該当する者であること。
- (2)茨城県内に住所地又は事業所の所在地を有すること。

(不支給要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

- (1)茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (2)代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (3)国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5)政治団体
- (6)宗教上の組織又は団体
- (7)中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者
- (8)主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- (9)暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (10)市町村等から同様の支援金の支給を受けており、かつ、国・県・市町村等すべての支援金を合算した場合に肥料費増加分を上回る者
- (11)前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(警察本部への確認)

第4条 知事は、必要に応じ支援金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）について、前条第1号、第2号、第4号及び第9号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

(支援金の範囲)

第5条 支援金は支給対象者が令和5年の秋肥分として購入した肥料価格の上昇分について支給し、支援金の算定方法は別記1の第2に掲げるものとする。

2 支援金の申請・支給は、1経営体あたり1回限りとする。

(支援金の申請)

第6条 支給対象者は、支援金の支給を受けようとするときは、茨城県化学肥料削減緊急支援事業支援金支給申請書（様式1。以下「申請書」という。）により、必要な書類（以下「証拠書類」という。）を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の証拠書類は、別表第2に掲げる書類とする。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、支援金を支給しないものとする。

(1)前条までに規定する支給対象者であること。

(2)第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。

(3)事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。

(4)知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。

(5)支援金の事務のために必要な範囲において、肥料価格高騰対策事業の申請時に提出した基本情報（氏名・住所・連絡先及び支援決定金額等）を照会すること、また、今回提出する基本情報が必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること。

(6)虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還を行うこと。

(7)知事が、不正受給により支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

(8)不正受給と判断された場合、申請者名及び屋号等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること。

(9)本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。

(支援金の支給決定等)

第8条 知事は、第6条1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは支援金の支給を決定するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対しその旨を文書により通知するものとする。

(支援金支給の方法)

第9条 知事は、支援金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振込の方法により支給する。

(申請のみなし取下げ)

第10条 知事は、関係書類の不備等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、申請受付終了から20日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められる場合には、当該支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

(調査・提供)

第11条 知事は、支援金の支給について、必要と認められるときは、申請者等関係者に書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 知事は、支援金の支給に関する情報について、法令等に基づき、国及び地方公共団体等に対して提供することができる。

(支給決定の取り消し等)

第12条 知事は、支援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない支援金の支給を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は支援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に支援金を支給しないものとする。

3 知事は、第1項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(支援金の返還等)

第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達する

までは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

- 4 第1項の規定に基づく支援金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。

別記1(第2条、第5条関係)

第1 化学肥料の使用量低減の取組

(1) 取組要件

支援金の交付を受ける農業者にあっては、化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組として、令和6年度末までに以下の項目のうち2つ以上の項目に取り組むものとする。

なお、令和5年度時点で以下の項目の取り組みを既に実施している者については、令和6年度以降に取り組む項目数が令和5年度を下回ることがないように取り組むものとする。

ア 土壌診断による施肥設計

イ 生育診断による施肥設計

ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入

エ 堆肥の利用

オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)

カ 食品残渣など国内資源の利用(エ、オ以外)

キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用

ク 緑肥作物の利用

ケ 肥料施用量の少ない品種の利用

コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用

サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)

シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用

ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用

セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(アからスまでに係るものを除く。)

第2 支援金の算定方法

(1) 農業者ごとの支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。ただし、算定した額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表第1の1から3に該当する農業者

支援金の額 = (当年の肥料費 - 基準年の肥料費) × 2 / 3 以内

基準年の肥料費 = 当年の肥料費 ÷ 高騰率 ÷ 0.9

イ 別表第1の4に該当する農業者

支援金の額 = (当年の肥料費 - 基準年の肥料費) × 1 / 3 以内

基準年の肥料費 = 当年の肥料費 ÷ 高騰率 ÷ 0.9

(2) 当年の肥料費とは、令和5年6月から令和5年10月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、かつ、令和5年11月末までに納品された当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。

(3) 高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等に

より、令和3年を基準年とし、1. 3とする。

(4) 支援金の算定対象となる肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき登録または届出された肥料に限る。

別表第1 (第2条関連)

	支給要件	証拠書類
1	認定農業者 又は 認定新規就農者 (農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第55号)に規定する農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定を受けた者)	農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定書の写し 又は 様式2(「化学肥料削減緊急支援事業支給要件証明書」)
2	市町村基本構想水準到達者 (農業経営基盤促進法の規定に基づき市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」の水準に到達しているとみなせる者あるいは、経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者(平成23年度以降再認定を受けなかった者が対象。))	様式2(「化学肥料削減緊急支援事業支給要件証明書」)
3	人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者 (農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、市町村が策定した人・農地プランに位置付けられた農業経営体)	
4	1から3以外で農地基本台帳上に自作地又は借入地を有する者	様式2(「化学肥料削減緊急支援事業支給要件証明書」)

別表第2 (第6条関連)

支給要件	証拠書類
令和5年6月から令和5年10月の間に自身の農業経営のために肥料を購入した農業者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月1日～10月31日に肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類の写し(請求書等)。 なお、書類は肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

<p>別表第 1 に定める条件のいずれかに該当する者であること。</p>	<p>以下のいずれか一式</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定書の写し・ 様式 2 (「化学肥料削減緊急支援事業支給要件証明書」)
--------------------------------------	--